

### 福祉サービス 第三者評価受審費の 一部を補助

市では、福祉サービス提供事業者が「福祉サービス第三者評価」を受審した場合に、その受審費用の一部を補助します。福祉サービス第三者評価とは、東京都福祉サービス評価推進機構が認証した評価機関が、福祉サービスを評価するものです。

その結果は、(公財)東京都福祉保健財団が運営する「ふじきょう福祉ナビゲーション」(<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>)などのホームページで公表され、福祉サービスの利用者が、サービスを選択する際の情報として、また福祉サービス提供事業者の事業改善のために活用されます。

市内に次の福祉サービスを  
提供する事業所があり、第三者評価の結果の公表に同意できる事業者

- ▽高齢系Ⅱ小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、定期巡回・随時対応訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護など
- ▽障害系Ⅱ居宅介護、短期入所(医療型)、障害児通所支援
- ▽子ども家庭系Ⅱ認可保育所(民設)、認証保育所A型・B型、認定こども園

■10月15日までに、所定の申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要書類を添付し、地域福祉課地域福祉係(市役所第二庁舎2階)☎042-387-9915へ

### 学校給食調理補助業務 計年度任用職員募集

■報酬月額14万5千500円  
■採用予定人数2人  
■採用予定日11月1日(月)  
■他▽勤務条件・資格要件等詳細は要項または市ホームページ

消費者  
コーナー

消費生活相談室  
☎042-384-4699  
消費者ホットライン  
☎1888

### クリーニングトラブル

#### 相談事例

毛足の長いカーディガンをクリーニングに出したら、毛が抜けて風合いが変わってしまった。補償してほしい。

#### 回答

クリーニングで生じた縮みや変色、破損などのトラブルについては、クリーニング賠償問題協議会が示しているクリーニング事故賠償基準が参考になります。この基準によると、事故原因の証明がなされるまでは一応クリーニング業者に過失が存在し、その過失と損傷に因果関係が存在するものと推定するとし、商品ごとに平均使用年数を定め、商品購入からの経過月数により補償割合を示しています。当件についてこれに当てはめると、約5割程度の補償となり、相談室からクリーニング店へこれを伝え、補償を求めました。しかし、クリーニング店は、セーターの洗濯表示に従ってクリーニングを行っており、クリーニングに責

じををご覧ください▽年齢・国籍は問いません  
■9月30日(木)(必着)までに、郵送または直接、庶務課庶務係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎7階)☎042-387-9872へ

任はないと主張し、補償に応じませんでした。

この基準を発行している団体へ問い合わせましたが、「風合いの変化を第三者が判断することは困難で、あくまで当事者間の話し合いになる」との回答でした。

先に示したクリーニング事故賠償基準は、あくまで業界団体が作成した自主基準であり、クリーニング店への強制力はありません。

近年、デザイン性を追求するあまり、素材としてクリーニングに向かない商品も販売されています。また、風合いの変化の原因が、クリーニングにあるのか、商品にあるのか、または商品に対しての洗濯表示が適切ではなかったのか、判断が大変難しいです。

クリーニング店は、商品についている洗濯表示に従ってクリーニングを行うのが原則です。クリーニングにより着用の損耗が表面化することもあります。クリーニングに出すと商品が購入した当時のようによみがえると考えているかもしれませんが、クリーニングは魔法ではありません。

クリーニング店も、クリーニングが難しい場合は断る対応が必要だと思います。

## 子ども子育て

予防接種等保健衛生事業は健康ガイドへ

### 子ども家庭支援センター

#### ゆりかご・ゆりかご

ゆりかご、どんなゆりかご

初めてのうに親子あそびひろば「ゆりかご」をゆりかごご案内します。プレママ・プ

レパパも参加できます。  
■9月29日(水)午後2時30分〜3時 所保健センター 対未就学児と保護者 申電話または直接、子ども家庭支援センター(☎042-321-3141)月曜・日曜・祝日を除くへ

### 市愛育手当の支給

9月期分(4〜9月分) 振込日(9月30日(木)) 振込日以降、通帳でお確かめください。金融機関によっては2・3日遅れることがあ

ります。次の場合はご連絡ください。▽振込日以降、7日を過ぎて振り込まれない場合▽指定口座を変更した場合 子育て支援課手当助成係(☎042-387-9839)

### 乳幼児医療証・義務教育就学児医療証を更新

乳幼児医療証・義務教育就学児医療証を更新し、新しい医療証(淡いオレンジ色)を10月1日までに郵送します。医療証が届かない場合は、

10月1日までに郵送します。市役所第二庁舎3階(☎042-387-9839)

ご連絡ください。古い医療証(若草色)は、10月1日以降使用できません。直接、子育て支援課の回収箱または郵送で返却してください。

なお、所得制限超過等で削減になった方には、医療費助成受給資格消滅通知書を郵送します。

子育て支援課手当助成係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎3階)☎042-387-9839

## 10月のみんなであそぼうほいくえん

施設名	催し(原則保護者同伴)
光明第二 (☎042-381-8706) ※3	リモート広場 ※1=時12日(火)午前10時~11時 対未就園児 定10組 申9月21日から
ひなぎく (☎0422-55-4417) ※2	おはなし会 ※1=時5日(火)午前10時~11時 対未就園児 定5組 申9月15日から 栄養士による離乳食初期のおはなし ※1=時8日(金)午前10時15分~11時 対0歳児 定5組 申9月15日から にこにこサロン ※1=時22日(金)午前10時15分~11時 対1~2歳児 定5組 申9月15日から
愛の園 (☎042-325-1045) ※2	ベビーマッサージとスキンケア ※1=時13日(水)午前10時から 対生後4か月までの子ども 定5組 申9月16日から
しんあい (☎042-381-2263) ※2	畑で遊びましょう ※1=時29日(金)午前9時30分~11時 定50組 申10月22日から
貫井 (☎042-381-3575) ※2	わらべうたの会 ※1=時1日(金)、29日(金)午前10時から 対0~2歳児 定各日3組 申9月21日から
こむぎ (☎042-381-1589) ※2	ひよこ学習 ※1=時7日(木)午前9時40分~10時40分 対出産前後の母または父 定4組 申9月15日から おやつを食べよう ※1=時14日(木)午後3時30分から 対1歳以上の未就園児 定各学年2組 申9月15日から
グローバルキッズ武蔵小金井 (☎042-387-8022) ※2	タッチケア・育児相談 ※1=時7日(木)午前10時から 対未就園児の親子または妊婦 定5組 申9月24日から ベビーマッサージ・子どもの病気 ※1=時14日(木)午前10時から 対未就園児または妊婦 定5組 申9月24日から ペアレントトレーニング ※1=時21日(木)午前10時から 対未就園児または妊婦 定5組 申9月24日から
第十コスモ (☎042-380-7777) ※3	保育園はこんなところ ※1=時14日(木)午前9時45分から 対妊婦とパートナー 定2組 申9月24日から 一緒に遊ぼう ※1=時19日(火)、26日(火)午前9時45分から 対0歳児 定各日2組 申9月24日から
小金井公園ハイジ (☎042-316-6674) ※3	ハロウィンさんぽ ※1=時29日(金)午前9時30分~11時 対1歳以上の未就園児 定8組 申9月15日から
上水ハイジ (☎042-316-1771) ※3	ハロウィンさんぽ ※1=時29日(金)午前9時30分~11時 対1歳以上の未就園児 定8組 申9月15日から
武蔵小金井えほん (☎042-316-7644) ※3	おはなし会 ※1=時1日(金)、15日(金)午前10時~11時 対0~2歳児 定各日2組 申9月16日から 運動遊び ※1=時4日(月)、18日(月)午前10時~11時 対0~2歳児 定各日2組 申9月16日から
キッズガーデン新小金井 (☎042-316-5956) ※3	園庭開放 ※1=時毎週水曜日午前9時40分~10時40分 対未就園児 定2組 申9月16日から オンラインママカフェ(発達相談) ※1=時27日(水)午前10時~10時30分 対1~3歳児 定3組 申9月28日から
小金井けやきの森認定こども園 (☎042-401-1638) ※2	親子ヨガ ※1=時1日(金)午前10時から 対生後2か月~1歳児 定8組 申9月24日から 親子リトミック ※1=時6日(水)午前10時から 対1歳以上の未就学児 定10組 申9月30日から

※1=要事前申込(申込順) ※2=申月曜~金曜日午前8時30分~午後5時 ※3=申月曜~金曜日午前10時~午後4時